

公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルpline」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」（以下「この規程」という。）を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の役員、及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「従業員等」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 本会の役員については本会倫理規程第3条に示されている行為、また、従業員等については本会職員服務規程第48条に示されている行為が生じ、または生じるおそれがある場合、この規程の定めるところにより、通報、申告または相談（以下「通報等」という。）することができる。

2 前項の申告事項を提供した者（以下「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。

3 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルpline窓口に対して、電話電子メールまたは直接面談する方法等により通報等することができる。各ヘルpline窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。

（1）人事・労務に関する事項または一切の法律問題に関する通報等

ヘルpline窓口 コンプライアンス担当理事

（2）理事、評議員の不正に関する通報または内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

ヘルpline窓口 監事

（3）その他の事項に関する通報等

ヘルpline窓口 事務局長

2 従業員等は、前項に定めるヘルpline窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルpline窓口に通報等をすることができる。

(通報との窓口での対応)

第5条 ヘルpline窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 終業規則その他に定める守秘義務に関する規程は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第6条 通報等を受け付けたヘルpline窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知または正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第7条 通報等を受けた各ヘルpline窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（但し、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、各ヘルpline窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会または法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。

3 ヘルpline窓口の受付部署または他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルpline窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルpline窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する、ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第9条 「前条の調査」結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事または当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、または、直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は会長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、または刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他において、通報等をしたこと斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第10条 通報等を受けた各ヘルpline窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容および証拠等を部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルpline窓口、調査担当部署またはコンプライアンス委員会に関与する者、その他の情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、通報者の同

意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 本会の役員および従業員等は、各ヘルpline窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名を開示するように求めてはならない。

4 本会役員、従業員は、知り得た情報の守秘義務を負うものとする。その職を解いた後も同様とする。

(不利益の禁止)

第 11 条 本会の役員、従業員等が、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第 12 条 第 5 条第 1 項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第 10 条第 2 項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合または前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、役員の場合、本会倫理規程に従い理事会が行う。また、従業員等の場合は、本会職員服務規程に従い会長が行う。

(公営通報者保護制度のための教育)

第 13 条 本会は、本会の役員および従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従業員等は本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

令和 3 年 3 月 11 日 制定

令和 3 年 3 月 11 日 施行

令和 3 年 12 月 16 日 改定・施行